

おねがい

常日頃、園児の健康管理につきまして深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

保育園におきましては園児の伝染性疾患に関して、その集団感染を防ぎ、流行を防止するために厚生労働省の定める『保育所における感染症対策ガイドライン』に準じた取扱いを行っております。

また、当園は抵抗力の弱い産休明け0歳児からの保育園ですので、感染症の予防にはより厳重な注意が必要となります。登園（集団保育）の可否をご判断いただくにあたりましては、より慎重な判断とご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

I 第一種の感染症 治癒するまで

II 第二種・第三種の感染症

インフルエンザ (発熱後5日間を経過し、かつ解熱後3日間を経過するまで)

新型コロナウイルス感染症 (発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること)

百日咳 (特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで)

麻疹 (解熱後3日を経過するまで)

風疹 (発疹が消失するまで)

水痘 (全ての発疹が痂皮化するまで)

流行性耳下腺炎 (耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで)

咽頭結膜熱 (主要症状消退後2日を経過するまで)

結核・侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎) (感染の恐れがないと認められるまで)

流行性角結膜炎 (結膜炎の症状が消失するまで)

急性出血性結膜炎 (感染の恐れがないと認められるまで)

腸管出血性大腸菌症候群 (症状がおさまり、かつ抗菌剤による治療が終了し、48時間以上あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで)

※ 帯状疱疹(ヘルペス) (全ての発疹が痂皮化するまで) 園医の指導にて必要となっております

(ただし、診療医師において予防措置をしたとき、または症状により伝染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません)

治療済証

てんじん保育園 _____ 組 氏名 _____

上記園児の () が治癒しましたので _____ 月 _____ 日から
集団生活に入ってさしつかえありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名

印